

5 豊 監 第 2 号  
令和5年6月26日

請求人 様

豊山町監査委員 堀尾 博樹

豊山町監査委員 水野 晃

住民監査請求について（通知）

令和5年4月28日に提出された豊山町住民監査請求（地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。））については、別紙の理由により却下します。

## 別紙 本件住民監査請求を却下する理由

### 第1 請求の内容

令和5年4月28日付けで請求人から提出された住民監査請求書（以下「本件請求書」という。）及び事実証明書により、請求の内容は次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

豊山町長

2 請求の対象となる財務会計行為

豊山町によって行われた「都市計画説明会」からの本計画決定に関する諸会議及び手続に要した費用

3 上記の行為が違法・不当である理由（請求書より引用）

豊山町の「避難所及び賑わい施設」事業（名古屋市都市計画公園の変更）計画決定の手続及び判断に関して、次のような瑕疵があり、町長の有する裁量権の範囲を逸脱・濫用したものである。

(1) 「法定の手順と目的に違わず行っているよう繕ってまでのスケジュールを図書として決定し行った町のこれらの計画決定の手続きは、法に即しておらず瑕疵がある。図書自体も無効である」（本件請求書p 1、下から6行目）

(2) 「「案の公告・縦覧」に併せて行った「意見書提出」の終了（3/27）から、僅か12日しか空けずに都市計画審議会」を町が開催したことは、意見の提出者数や件数、内容、担当者が見解書作成にかけられる時間や町として検討・決定するに必要な日数、同審議会施行規則が示す開催要件等を考慮して「都市計画審議会」の開催を法に則った設定をしていない」（本件請求書p 2、上から15行目）

(3) 「計画を説明し住民の意見を聞く「都市計画説明会」（3/4）を開催する以前に、町は計画の案を既に決定していて県との事前協議を行っていたこと、それらが「都市計画審議会」（2/28）を開催する前に行われていたこと、「案の公告・縦覧」を開始する前に事前協議回答を得る（た）という計画決定にかかる重要なことを、2/28の「都市計画審議会」にも4/13の同審議会にも、また住民にも説明することなく簡便な決定手続きフローだけ示して遣り過ごしたことは、同会自体が成立しない。それぞれの手続きにおいて瑕疵があったといえる。」（本件請求書p 2、下から5行目）

(4) 「2/28、4/13の「都市計画審議会」を法や条例の目的に則ったり審議会を行わなかったこと、臨時委員を置かないで開催・運営したこと、2/28の

計画説明は町幹事による一方通行で質問も意見もなく終わったこと、4/3では町幹事による見解書の逐一の読み上げにほとんどを費やし、学識経験者委員から意見、見解や計画に付随する質問等ないまま終わったこと、説明会における計画の案への反映や事前協議について報告しなかったこと、手続スケジュールに関する回答をはぐらかすなど意見に真摯に向き合い精査・検討したとは言えない見解書を作成し提示したことには、同審議会の役割や目的を尊ぶことなく同会をなおざりにする姿勢が町にあったこと」(本件請求書 p 3、上から8行目)

#### 4 請求する措置

- (1) 豊山町によって行われた「都市計画説明会」からの本計画決定に関する諸会議及び手続に要した費用の弁済
- (2) 豊山町による「避難所及び賑わい施設」事業(名古屋市都市計画公園の変更)計画決定の手続のやり直し

#### 5 その他

請求人は、監査に当たり、次のことを求めている。

- (1) 豊山町監査委員に関する条例第14条第1項及び第2項に基づく外部監査等
- (2) 本件請求時点における監査委員のうち、町議会議員である監査委員を加えないこと

## 第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法(以下「法」という。)第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

- 1 法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の行政活動一般をその対象とする制度ではなく、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は、違法若しくは不当な公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実があると認めるときに、これらを証する書面を添付した上で、当該普通公共団体の監査委員による監査を求め、当該財務会計上の行為の防止、損害の補てん等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。

したがって、住民監査請求においては、請求人が違法又は不当と主張する財務会計上の行為又は怠る事実について、なぜそれが違法又は不当であるのか、その理由・事実を具体的に摘示する必要があるところである。

## 2 対象となる財務会計行為の特定

住民監査請求においては、原則として、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を、他の事項から区別し特定して認識することができるように、個別的、具体的に摘示することを要するが、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の財務会計上の行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されている場合であれば、これをもって許容できるところである。

これを本件についてみるに、請求人は監査請求書において「町によって行われた「都市計画説明会」からの本計画決定に関する諸会議及び手続きに要した費用」と記載するのみであり、また、事実証明書においても財務会計行為の特定に資する資料を添付していないことからすれば、監査委員に対して監査の対象となる行為を個別的、具体的に摘示しているとはいえない。

## 3 財務会計上の行為についての違法性・不当性の主張

上記第1の3のとおり、請求人は、都市計画の変更の手續に関する瑕疵を主張するのみで、財務会計上の行為の違法性・不当性を主張していない。

## 4 請求する措置

上記第1の4(1)のとおり、請求人は、豊山町長に該当する費用の弁済を求めているが、個別的、具体的な摘示に欠けることは上記1のとおりである。

上記第1の4(2)のとおり、請求人は、豊山町による「避難所及び賑わい施設」事業（名古屋市都市計画公園の変更）計画決定の手續のやり直しを求めているが、上記1のとおり、このような内容は法第242条第1項に規定する住民監査請求の制度において求めることができる内容ではない。

## 5 その他

(1) 上記第5(1)のとおり、請求人は「豊山町監査委員に関する条例第14条第1項及び第2項」を引用するが、同条例は第13条までしか存在しない。

(2) 上記第5(2)のとおり、請求人は「本件請求時点における監査委員のうち町議会議員である監査委員を加えないこと」を求める。

監査委員に関する除斥を規定した法第199条の2の規定内容は「監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない」というものであることから、請求人が加えないことを求めた監査委員はこれに当たらない。また、監査委員の忌避に係る規定は、法において存在しない。

6 以上のことからすれば、請求人による本件住民監査請求は、その対象である財務会計上の行為の特定に欠けるものであって、本町の財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に摘示しているものとは認められない。

また、その求める措置内容の一部も、法の射程外のものであり、都市計画法において規定されていない内容を求めるものとなっており、失当と言わざるを得ない。

さらに、その他の主張内容は、根拠たる規定が存在しないものとなっている。

### 第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第242条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。